

にこやかに笑って「おまえが先に死ね」と言われても・・・

寿命は各人のリズムです。他人と比べての後先は無意味かと

まだ死んだことがないので、定かにはいえませんが、多分・・・

前号ニュースを夕方配っている時に、それを読んだ大先輩が、にこやかに笑って近寄って曰く「おまえが先に死ね」

前号ニュースでは、「年齢順に死にましよう」と書いてあったわけではないのですが、「ワシヤ、もうエエ、早よ、行け」と手を振って波にのまれた人のことを紹介していたので、その連想から、「ワシヤ、まだよくない。

おまえの方こそ、もう十分だろう」という気分で、声をかけられたのではないだろうかと、思いました。

それで、しみじみ「もういいかな」なんて考えて見ましたが、やはり「人」というものは、生きることを前提としているので、「うん、そうそう、よく考えれば、死に頃か」と結論づけられる訳もなく、「あれもしたい、これもしなくっちゃ」と、生きる理由を数え上げたりしています。

でも、「人」は、生きるにあたって、そもそも理由など不必要なので、「生」があるから生きる存在なのです・・・。ですから、その人が、どのような生き方をしよう、その人の固有の生なので、ほっとけばいいと言うことに・・・なるのか、ならないのか??

東日本大震災は、天然自然の災害です(原発事故はほぼ人災です)。被災者は、たまたまそれに出くわしただけです。震災後の生はその人固有のものであり、他人がどうこうできるはずのものではありません。

しかし、「復興支援」がいわれ、個人個人に即した支援の大切さが言われます。これは、余計なお節介なのでしようか。それとも、人としての連帯?

漁業や農業・工場が被災地にあり、経済生活の連関があるから、被災地以外にも影響がある。だから復興が急がれるという、被災しなかった側の利己的な打算があることも確かです。

被災しなかった側の利己的な打算があるにしても、国の税金を使つての復興計画や多くの寄付、ボランティア活動がなければ、被災した人たちの「生」の基盤ともなる経済活動も再生できません。

「人」は生を前提としていますので、生活保護である税金を使つての事業であれ、生きるために必要な定額の収入の道が確保される必要があります。

それは、被災地でも、大阪、釜ヶ崎でも同じ事です。人は、安定した生活基盤を求める権利があります。

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！

市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

1) 医療相談

体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。大概是医療センターですが、眼科や歯科など病気によっては、他の病院を紹介してくれます。勿論、無料で医者にかかれます。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。医療継続のために、必要です。市更相に持っていきましょう。入院の場合は、生活保護の医療保護（入院保護）とすることとなります。

2) 施設相談

2～3日、三食風呂付きで体の調子を整えたい人は、三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。最近の利用者が少ないので、断られることは少ないようです。医療センターの受診の後、医療センターの相談室で相談して、紹介状を書いてもらうこととなります。市更相に持っていきましょう。市更相からの、生活ケアセンターへの紹介状を持って、三徳寮の受付に行きます。これは、生活保護法外の援助、つまり、法外援助といえます。

2～3日でなく、長期に施設に入って、体力の回復や過度の飲酒やギャンブル依存などの悪い生活習慣を改善した人は、長期の寮（生活保護施設）への入所を相談しましょう。生活保護の中の施設保護です。

3) 居宅確保相談

住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。この場合は、医療相談でも施設の相談でもなく、居宅保護の相談であることをはっきり、職員に伝える必要があります。大阪市には「生活移行支援事業」というのがあります。住居のない人については、住居を探す間や生活費を支給するための手続きをする間、寝泊まりする場所がないと住居探しなどに専念できないだろうということで、2週間程度施設で過ごすことになっています。施設の職員が、住居探しの手伝いをしてくれるほかに、手続き上のわからないことについて、助言してくれます。

注記：敷金のいらない賃貸住宅（マンション・アパート）に入る人は、入居したその日に、契約書を持って、担当の区役所へ行くこととなります。